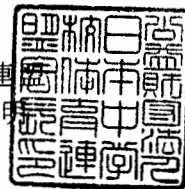




平 2 9 中体連発第 4 3 6 号
平成 3 0 年 3 月 9 日

各都道府県中体連会長 殿
(公財)日本中体連競技部長殿
関 係 各 位

(公財)日本中学校体育連
会長 直田 益 時



「地震、台風等の自然災害に係わる生徒の全国大会への出場・対応」について

これまで東日本大震災、熊本地震等の大災害に対する本連盟の考え・対応等を文書にてお知らせをして参りました。各地区・各学校には、主旨に沿ったご対応をいただき、全競技の大会が予定通りに開催することが出来てきました。ご理解とご協力に感謝申し上げます。

今後も様々な自然災害等の影響により、学籍のある学校に通えないことも有り得るかと考えております。その場合、東日本大震災や熊本地震への対応と同様に考えております。もし、東日本大震災、熊本地震において対応が必要な生徒が居た場合も同様に対応いたします。

標記のことについて、(公財)日本中体連の方針を以下のとおり決定いたしましたので、各都道府県中体連、各競技部長及び関係団体等にお知らせいたします。

各運動部活動は学校教育の一環としての活動であり、現に通学している学校で学習・生活している中学生たちに不利益になることは避けなくてはならないと考えます。

今後、新たな課題が出てきた場合には、該当する各県中体連、各競技部及び(公財)日本中体連とで協議していくこととします。

記

(公財)日本中学校体育連盟の方針

地震、台風等の自然災害の被害を受けた生徒の全国大会への出場・対応は、(公財)日本中学校体育連盟として次のとおりとする。

- ・今後の全国中学校体育大会に繋がる全ての予選大会及び全国中学校体育大会は、地震、台風等の自然災害の被害に遭った場合、学籍の異動にかかわらず、現に通学している学校からの出場を認める。

全国中学校体育大会開催基準要項の大会参加資格の第1項に、「参加者は、都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍し当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る」とあります。

(公財)日本中体連としては、今後大きな自然災害被災に伴う転校・仮入学(転籍を伴わない場合)は、東日本大震災時に判断した緊急避難と同等と考えることが妥当であり、学籍が異動していない仮入学においても、被害を受けた生徒の不利益にならないようにすべきと考えます。

学籍のある中学校及び現に通学している中学校の両校長が連絡を取り合い、両校の了解の元に生徒の大会参加を保障されますようお願いをします。

この対応は、被害を受けた生徒の不利益にならないような対応をお願いするものであり、この方針が勝利至上主義の考え方に悪用されないことがないように、都道府県中体連会長は、十分に周知・指導していただきますようお願いいたします。